



阪神水道企業団公報

令和5年9月15日(金)

第375号

毎月15日発行

目 次

◇規 則◇

- 阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則及び阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団職員の定年等に関する条例施行規則

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程及び阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

- 通勤手当支給規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 阪神水道企業団副企業長の選任

◇規 則◇

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月16日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団規則第3号

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>（第8条の3関係）</p> <p>第3条 条例第8条の3第2項第2号に規定する「<u>規則で定める者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>をいう。</p> <p>(1) 部長又はこれに準ずる職に3年以上在職した者</p> <p>(2) 職員として15年以上勤続し、課長又はこれに準ずる職以上の職に5年以上在職した者</p> <p>(3) 人事刷新のために退職した者</p> <p>(4) 職員として25年以上勤続し、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である<u>者</u>で、別に定める定年前早期退職の手続により退職した者</p> <p>2 省略</p>	<p>（第5条関係）</p> <p>第2条 条例第5条の給料月額は、職員が退職又は死亡の日において休職、停職、減給その他の理由により給料（これに相当する給与を含む。）の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。</p> <p>（第8条の2関係）</p> <p>第3条 条例第8条の2第1項に規定する「これに準ずる理由により退職」とは、次の各号のいずれかに該当する<u>場合</u>をいう。</p> <p>(1) 部長又はこれに準ずる職に3年以上在職した者が退職するとき。</p> <p>(2) 職員として15年以上勤続し、課長又はこれに準ずる職以上の職に5年以上在職した者が退職するとき。</p> <p>(3) 人事刷新のために退職するとき。</p> <p>(4) 職員として25年以上勤続し、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者が、別に定める定年前早期退職の手続により退職するとき。</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第8条の2第1項に規定する「傷</p>

<p>第4条 削除</p>	<p><u>病により退職し」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病により退職するとき。</u></p> <p>(2) <u>職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号。次条第1項第2号において「分限条例」という。）第4条第1項に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職の期間の満了の日に退職するとき（同条例別表に掲げる休職の期間（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、企業長が別に定める期間。次条第1項第2号の休職期間について同じ。）の満了の日まで休養しても、なお職務に堪えないと認められる場合に限る。）。</u></p> <p>4. <u>条例第8条の2第1項に規定する「規則で定めるもの」とは在職中忠実に勤務した者であつて、その者の非違によることなく退職し、又は死亡した者をいう。</u></p> <p>5. <u>第1項第1号及び第2号までの規定により退職する者についての前項の認定は、企業長が行う。</u></p> <p><u>（第8条の3関係）</u></p> <p>第4条 <u>条例第8条の3に規定する「傷病により退職し」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病により退職するとき。</u></p> <p>(2) <u>分限条例別表に掲げる地方公務員法第28条第2項第1号の休職期間の満了の日に退職するとき。</u></p> <p>2 <u>条例第8条の3に規定する「規則で定めるもの」とは、在職中忠実に勤務した</u></p>
---------------	--

<p>(第9条の4関係)</p> <p>第5条 条例第9条の4の規定による退職手当の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(11)まで 省略</p> <p>2 退職した者は、その者の基礎在職期間(条例第8条の4第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する別表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において別表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する別表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p> <p>3 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び条例第8条第2項に規定する「自己都合等退職者」に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 退職した者で条例第8条の規定により計算した退職手当の基本額が0であるもの及び条例第8条第2項に規定する「自己都合等退職者」に該当する者でその勤続期間が9年以下のものには、退職手当の調整額は支給しない。</p>	<p>者であつて、その者の非違によることなく退職し、又は死亡した者をいう。</p> <p>(第9条の2関係)</p> <p>第5条 条例第9条の2の規定による退職手当の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(11)まで 省略</p> <p>2 退職した者は、その者の基礎在職期間(条例第9条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する別表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において別表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する別表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p> <p>3 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び条例第8条の3に規定する傷病又は死亡によらずに、その者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者には、退職手当の調整額は支給しない。</p> <p>(1) 条例第8条の規定により計算した退職手当の基本額が0である者及び条例第8条の3に規定する傷病又は死亡によらずに、その者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの</p> <p>(2) その者の非違により退職した者で企</p>
---	---

<p>5 条例第9条の4第1項に規定する休職月等のうち企業長が別に定めるものに関する条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p> <p>6 省略 (退職手当の支給)</p> <p>第8条 条例第8条から第10条までの規定による手当(以下「一般の退職手当」という。)は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する一般の退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略 (失業者の退職手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(阪神水道企業団の休日^{を定める条例(平成3年条例第1号)}第1条第1項各号に掲げる日の日数は、<u>算入しない。</u>)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続</p>	<p style="text-align: center;"><u>業長が別に定めるもの</u></p> <p>5 条例第9条の2第1項に規定する休職月等のうち企業長が別に定めるものに関する条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p> <p>6 省略 (退職手当の支給)</p> <p>第8条 条例第8条から第9条の2までの規定による手当(以下「一般の退職手当」という。)は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する一般の退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略 (失業者の退職手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号</p>
---	---

き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 省略

3 省略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の企業長が別に定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、その旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他企業長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして企業長が定める職員がその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合におけ

に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 省略

3 省略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の企業長が別に定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、その旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

<p>る当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に参入しない。</p> <p>5から10まで 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は企業長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 省略</p> <p>12から17まで 省略</p>	<p>5から10まで 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は企業長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 省略</p> <p>12から17まで 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

阪神水道企業団規則第4号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則及び阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月21日

阪神水道企業団
企業長

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則及び阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																																									
<p>第6条 条例第7条の2第1項に規定する届出は、<u>出退勤管理システム（職員の勤務状況に係る管理を電子情報処理機器によって処理する情報処理システムをいう。）</u>に必要事項を入力することにより行うものとする。</p> <p>様式第1 削除</p>	<p>第6条 条例第7条の2第1項に規定する届出は、<u>企業長に提出するものとし、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合及び従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項第1号又は第2号に該当する事実が生じた場合は、扶養親族（異動）認定申請書（様式第1）</u>によるものとする。</p> <p>様式第1</p> <p style="text-align: center;">扶養親族（異動）認定申請書 年 月 日提出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">企業長 氏名</td> <td style="width: 20%;">所属</td> <td style="width: 20%;">職名 氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第7条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族について次のとおり申請いたします。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(証明書 通添付)</td> </tr> <tr> <th>扶養親族 氏名</th> <th>続 柄</th> <th>生年月日</th> <th>同居別居 の別</th> <th>職業 (年収)</th> <th>事実が発生 した年月日</th> <th>事実の 内容</th> <th>備考</th> <th>※認定印</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※印欄以外は職員が記入するものとする。</p> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 (2) 企業長は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは企業長の責任において、この申請書のみで認定することができる。 (3) 備考欄には、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものであることを証明するに足る事実を具体的に、かつ、詳細に記入すること。 (4) 年収欄には、勤労所得ばかりでなく資産所得、事業所得等もあれば所得の種類ごとにその金額を記入すること。 	企業長 氏名	所属	職名 氏名		阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第7条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族について次のとおり申請いたします。				(証明書 通添付)				扶養親族 氏名	続 柄	生年月日	同居別居 の別	職業 (年収)	事実が発生 した年月日	事実の 内容	備考	※認定印																																				
企業長 氏名	所属	職名 氏名																																																								
阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第7条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族について次のとおり申請いたします。																																																										
(証明書 通添付)																																																										
扶養親族 氏名	続 柄	生年月日	同居別居 の別	職業 (年収)	事実が発生 した年月日	事実の 内容	備考	※認定印																																																		

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則（昭和46年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（届出）</p> <p>第3条 新たに条例第8条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、<u>出退勤管理システム（職員の勤務状況に係る管理を電子情報処理機器によつて処理する情報処理システムをいう。）</u>に必要事項を入力し、<u>当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。</u>手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。</p> <p>（確認）</p> <p>第4条 企業長は、職員から前条の規定による<u>届出があつたときは、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。</u></p>	<p>（届出）</p> <p>第3条 新たに条例第8条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、<u>当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（別記様式）により、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。</u>手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。</p> <p>（確認）</p> <p>第4条 企業長は、職員から前条の規定による<u>確認をするに当たつては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。</u></p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

阪神水道企業団職員の定年等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年8月22日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

阪神水道企業団規則第5号

阪神水道企業団職員の定年等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第2条 企業長は、勤務延長(条例第4条の規定により引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合又は同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第3条 企業長は、条例第8条に規定する他の職への降任を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第4条 企業長は、異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。条例第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

3 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職とする。

(1) 事務職員の特定管理監督職群

総務部、技術部、議会事務局及び監査事務局における、部長、次長、課長、主幹、局長、係長及び主査

(2) 技術職員の特定管理監督職群

総務部及び技術部における、部長、次長、所長、課長、主幹、係長及び主査

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第5条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とす

る。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 2 企業長は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第2条 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第2号。以下「改正条例」という。）附則第2条第1項及び第2項並びに改正条例附則第3条第1項及び第2項の規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用（改正条例附則第2条第1項若しくは第2項又は改正条例附則第3条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 2 改正条例附則第2条第5項又は改正条例附則第3条第3項において準用する改正条例附則第2条第5項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。
- 3 企業長は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第2条第3項若しくは改正条例附則第3条第3項において準用する改正条例附則第2条第3項の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。

(改正条例附則第4条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第3条 改正条例附則第4条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例（改正条例による改正後の阪神水道企業団職員の定年に関する条例をいう。以下この条において同じ。）第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年であるものに限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 改正条例附則第4条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 3 改正条例附則第4条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

◇訓 令◇

訓令第1号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程及び阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月31日

阪神水道企業団
企業長 吉田 延 雄

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程及び阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

(阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部改正)

第1条 阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程(昭和25年訓令第99号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就業時間等)</p> <p>第2条 職員の実業時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)及び<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)については別に定める。</p> <p>2 日曜日及び土曜日(パートタイム会計年度任用職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企業長が定める日)は、勤務を要しない日とする。</p> <p>(休憩)</p> <p>第3条 職員の実業時間は、正午から午後1</p>	<p>(就業時間等)</p> <p>第2条 職員の実業時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)及び<u>法第28条の5第1項及び第28条の6第2項</u>に規定する短時間の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)については別に定める。</p> <p>2 日曜日及び土曜日(パートタイム会計年度任用職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企業長が定める日)は、勤務を要しない日とする。</p> <p>(休憩)</p> <p>第3条 職員の実業時間は、正午から午後1</p>

時までとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員であつて、当該職員の勤務時間が常時勤務を要する職員のそれと著しく異なる職員については、別に定める。

(年次休暇)

第8条 職員には、1年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)を通じて次の区分によつてそれぞれ年次休暇を与えることができる。

- (1) 前年度中の私傷病による療養休暇日数、介護休暇日数及び欠勤日数が60日以内の者 20日
- (2) 前年度中の私傷病による療養休暇日数、介護休暇日数及び欠勤日数が60日を超えた者 18日
- (3) 4月以降の新規採用者及び復職者については、採用(次号の者を除く。)又は復職の月により、次表のとおりとする。ただし、4月1日に採用される者又は復職をする者は、20日とする。

採用又は復職した月	日数	採用又は復職した月	日数	採用又は復職した月	日数	採用又は復職した月	日数
<u>4月</u>	18日	<u>7月</u>	15日	<u>10月</u>	10日	<u>1月</u>	5日
<u>5月</u>	17日	<u>8月</u>	13日	<u>11月</u>	8日	<u>2月</u>	3日
<u>6月</u>	16日	<u>9月</u>	11日	<u>12月</u>	7日	<u>3月</u>	1日

- (4) 省略
- (5) 育児短時間勤務職員等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)をいう。以下同じ。)及び定年前再任用短時間勤務職員

アからエまで 省略

- (6) 省略

2 削除

時までとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員であつて、当該職員の勤務時間が常時勤務を要する職員のそれと著しく異なる職員については、別に定める。

(年次休暇)

第8条 職員には、1年を通じて次の区分によつてそれぞれ年次休暇を与えることができる。

- (1) 前年中の私傷病による療養休暇日数、介護休暇日数及び欠勤日数が60日以内の者 20日
- (2) 前年中の私傷病による療養休暇日数、介護休暇日数及び欠勤日数が60日を超えた者 18日
- (3) 1月以降の新規採用者及び復職者については、採用(次号の者を除く。)又は復職の月により、次表のとおりとする。

採用又は復職した月	日数	採用又は復職した月	日数	採用又は復職した月	日数	採用又は復職した月	日数
<u>1月</u>	18日	<u>4月</u>	15日	<u>7月</u>	10日	<u>10月</u>	5日
<u>2月</u>	17日	<u>5月</u>	13日	<u>8月</u>	8日	<u>11月</u>	3日
<u>3月</u>	16日	<u>6月</u>	11日	<u>9月</u>	7日	<u>12月</u>	1日

- (4) 省略
- (5) 育児短時間勤務職員等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)をいう。以下同じ。)及び再任用短時間勤務職員

アからエまで 省略

- (6) 省略

2 前項の1年は1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。ただし、会計年度

<p>3 第1項の年次休暇は、1日、半日又は<u>1年度</u>を通じて5日（<u>その年度の年次休暇の日数が5日未満</u>のときは、その日数）の範囲内で1時間を単位として与えることができる。</p> <p>4 育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次休暇の単位は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>5及び6 省略 (年次休暇の繰越し)</p> <p>第9条の2 第8条の<u>規定による年次休暇の全日数をその年度に与えなかつた職員</u>については、その休暇の残日数及び残時間を<u>翌年度</u>（会計年度任用職員等にあつては、次の1年間）に限り繰り越して与えることができる。</p> <p>(私傷病による療養休暇)</p> <p>第9条の4 省略</p> <p>2 前項の休暇の期間は、引き続き90日を超えることができない。<u>ただし、使用した当該休暇の末日から6か月（休職の期間、育児休業の期間、1日を単位とする介護休暇の期間及び停職の期間を除く。）以内に再び同一又は類似の傷病により当該休暇を使用する場合は、前の当該休暇の期間を通算する。</u></p> <p>3 省略 (特別休暇)</p> <p>第15条の2 省略 (1)から(7)まで 省略</p> <p>(7)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合 <u>1年度</u>につき5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、<u>10日</u>）の範囲内で</p>	<p><u>任用職員等については、この限りでない。</u></p> <p>3 第1項の年次休暇は、1日、半日又は<u>1年</u>を通じて5日（<u>その年の年次休暇の日数が5日未満</u>のときは、その日数）の範囲内で1時間を単位として与えることができる。</p> <p>4 育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次休暇の単位は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>5及び6 省略 (年次休暇の繰越し)</p> <p>第9条の2 第8条の年次休暇の全日数を<u>その年に与えなかつた職員</u>については、その休暇の残日数及び残時間を<u>翌年</u>（会計年度任用職員等にあつては、次の1年間）に限り繰り越して与えることができる。</p> <p>(私傷病による療養休暇)</p> <p>第9条の4 省略</p> <p>2 前項の休暇の期間は、引き続き及び<u>1暦年</u>に90日を超えることができない。</p> <p>3 省略 (特別休暇)</p> <p>第15条の2 省略 (1)から(7)まで 省略</p> <p>(7)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合 <u>1暦年</u>につき5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては<u>10日</u>）の範囲内で必</p>
--	---

<p>必要と認める期間</p> <p>(8)及び(9) 省略</p> <p>(10) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p> <u>1年度</u>につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める期間</p> <p>(11) 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護等を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p> <u>1年度</u>につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める期間</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 職員が、疾病の予防又は早期発見その他健康管理のために、総合的な健康診査を受ける場合</p> <p> <u>1年度</u>に2日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>(14) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p> <u>1年度</u>につき5日の範囲内で必要と認める期間</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(15) 省略</p>	<p>要と認める期間</p> <p>(8)及び(9) 省略</p> <p>(10) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p> <u>1暦年</u>につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める期間</p> <p>(11) 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護等を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p> <u>1暦年</u>につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める期間</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 職員が、疾病の予防又は早期発見その他健康管理のために、総合的な健康診査を受ける場合</p> <p> <u>1暦年</u>に2日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>(14) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p> <u>1暦年</u>につき5日の範囲内で必要と認める期間</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(15) 省略</p>
--	---

<p>(組合休暇)</p> <p>第15条の4 職員が労働組合の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び労働組合の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り、その請求により組合休暇を与えることができる。ただし、<u>1年度</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p>	<p>(組合休暇)</p> <p>第15条の4 職員が労働組合の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び労働組合の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り、その請求により組合休暇を与えることができる。ただし、<u>1暦年</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第2条 阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程(平成4年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第3条 次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 阪神水道企業団職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第5号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4) 省略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項の承認は、<u>勤務時間等規程第2条に規定する就業時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第3条 次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 阪神水道企業団職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第5号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 省略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項の承認は、<u>正規の勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間等規程第4条の規定による育児時間</p>

<p>において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた就業時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間等規程第4条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3及び4 省略</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第12条 企業長は、職員が企業長に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 企業長は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第13条 企業長は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。</p> <p>(施行細目)</p> <p>第14条 省略</p>	<p>を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3及び4 省略</p> <p>(施行細目)</p> <p>第12条 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、第1条による改正後の阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（以下「新規程」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。
- 3 令和5年4月1日から新規程の施行の日までの間に、改正前の阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程により与えられた休暇については、新規程により与えられたものとみなす。
- 4 令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間における新規程第9条第2項の規定の適用については、同項中「1年以内」とあるのは「1年3か月以内」と、「5日」とあるのは「6.5日」とする。
- 5 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における新規程第15条の2第7号の2、第10号、第11号、第13号及び第14号の規定の適用については、前各号中「1年度」とあるのは「令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間」と、同条第7号の2、第10号、第11号及び第14号中「5日」とあるのは「6.5日」と、同条第7号の2、第10号及び第11号中「10日」とあるのは「12.5日」と、同条第13号中「2日」とあるのは「4日（ただし、1年度ごとに2日とする。）」とする。
- 6 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における新規程第15条の4の規定の適用については、同条中「1年度」とあるのは「令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間」と、「30日」とあるのは「37.5日」とする。

◇管理規程◇

阪神水道企業団管理規程第3号

通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月25日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

通勤手当支給規程の一部を改正する規程

通勤手当支給規程（昭和44年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第4条 職員は、通勤の実情を<u>出退勤管理システム</u>（職員の勤務状況に係る管理を電子情報処理機器によつて処理する情報処理システムをいう。）に必要事項を入力することにより、企業長に届け出なければならない。</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第10条 通勤手当は、職員が新たに第3条の職員たる要件を具備されるに至つた場合には、<u>その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>からその支給を開始し、その者に通勤手当の月額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合には、<u>その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>から支給額を改定する。</p> <p>2 新たに通勤手当の支給を開始し、又はその支給額を増額して改定する場合において、その届出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらず、<u>その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u>からその支給を開始し、又は</p>	<p>(届出)</p> <p>第4条 職員は、通勤の実情を<u>通勤届</u>（別記様式）により、企業長に届け出なければならない。</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第10条 通勤手当は、職員が新たに第3条の職員たる要件が具備されるに至つた場合には、<u>その日から</u>その支給を開始し、その者に通勤手当の月額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合には、<u>その日から</u>支給額を改定する。</p> <p>2 新たに通勤手当の支給を開始し、又はその支給額を増額して改定する場合において、その届出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらず、<u>その届出を受理した日から</u>その支給を開始し、又はその支給額を改定する。</p>

その支給額を改定する。

- 3 通勤手当は、職員が第3条の職員たる要件を欠くに至った場合には、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降は支給しない。

別記様式

削除

- 3 通勤手当は、職員が第3条の職員たる要件を欠くに至った場合には、その日以降は支給しない。

別記様式

通勤届	氏名		住所		通勤届提出日		改定		備考	
	姓	名	住	所	年	月	日	年	月	日
1										
2										
3										
4										
5										
計										
備考										

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第24号

下記の者を、阪神水道企業団副企業長に選任した。

令和5年9月1日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

記

長 塩 大 司